

平成30年7月豪雨災害関連死認定基準

<認定基準>

1 趣旨

平成30年7月豪雨災害の被災者に対し、災害弔慰金を支給するにあたって、豪雨災害関連死の対象者を認定するために必要な事項を定める。

2 豪雨災害関連死の定義

豪雨災害関連死とは、平成30年7月豪雨災害（以下「災害」という。）の影響（豪雨による河川のはんらん、土砂崩れや土石流の発生に起因する家屋の倒壊や水損、医療機関や社会福祉施設等の機能の低下や停止、ライフラインの途絶や交通事情等の悪化、避難生活、その他生活環境の変化などによる肉体的・精神的疲労をいう。）による負傷や疾病、既往症の増悪など（以下「疾病等」という。）による死亡で、災害と死亡との間に「相当因果関係」（災害により生じた事象から当該死亡という結果が生じることが相当であると認められる関係。以下同じ。）が認められるものをいう。

3 豪雨災害関連死の判定にあたっての基本的な考え方

豪雨災害関連死の判定にあたっては、申出者による口述や資料等の提示のほか、医師の診断書や診療録、医療保険者や行政機関等が保有する客観的な資料を確認することで、災害により『死亡原因となった疾病等』が発病（発症）し、又は悪化したことにより死亡したと認められる場合は、災害と疾病等との間に「相当因果関係がある」と判断し、「災害関連死」と認定する。

4 個別事案を判断するにあたっての考え方

(1) 災害と疾病等の因果関係

災害による「環境の激変」により、『死亡原因となった疾病等』が発病（発症）し、又は悪化したことによる死亡であれば、「相当因果関係がある」と判断する。

「環境の激変」には、次のようなものがある。

ア 生活環境の激変

- (ア) 避難所等の生活の肉体的・精神的疲労
- (イ) 災害に遭遇したり目撃したりしたことで生じる肉体的・精神的疲労
- (ウ) 救助、救護活動等の激務
- (エ) 洪水に流されたり、多量の砂塵を吸引したりすることによる衰弱

イ 医療環境・介護環境の激変

- (ア) 医療機関の機能停止による初期治療の遅れ、医療（入院、外来、在宅や服薬などを含む。）の中断
- (イ) 医療機関の機能停止に伴う転入院などによる既往症の悪化
- (ウ) 交通事情等による初期治療の遅れ
- (エ) 社会福祉施設等の介護機能の低下

(2) 疾病等の発病（発症）時期、受療状況との関連性

次のような場合は、災害と疾病等との「相当因果関係がない」と判断する。

ア 災害前に発症し重篤な状態であった既往症が『死亡原因となった疾病等』であり、災害により明らかに死期を早めたと医学的に判断できない場合

イ 災害後に災害とは別の原因で発病（発症）した疾病等が原因で死亡した場合

ウ 災害後に本人・家族等が適切な医療を受ける必要性を認識し、適切な医療を受けることが可能であったにもかかわらず、それらの意思で受療せず、『死亡原因となった疾病等』が発病（発症）し、又は悪化した場合

エ 入院先の病院が、医療継続の必要があるにもかかわらず、適切な転院先の紹介等の措置をとらず、退院させた場合（被災直後の病院の機能停止の場合を除く。）

オ 災害により、『死亡原因となった疾病等』が発病（発症）し、又は悪化したと判断される場合であっても、当該疾病等が発病（発症）又は悪化した後、疾病等が改善した場合

(3) 因果関係の不存在

疾病等の発病（発症）が、災害後に発生した「偶然による事故」に起因すると認められ、これにより死亡した場合は、災害と死亡との「因果関係がない」と判断する。

(例示)

- ・災害後に屋根の修理中に誤って転落して死亡
- ・災害で生じた地面の凹凸による転倒で死亡

5 災害と自殺との因果関係

次のいずれの要件も満たすことにより災害による精神障害を発病（発症）し、又は悪化したと認められる者が自殺を図った場合には、当該自殺について災害との「相当因果関係がある」と判断する。

- (1) 国際疾病分類第10回修正版（ICD-10（2013年版））の「第V章 精神及び行動の障害」に分類される精神障害であること。
- (2) 災害により、強い心理的負荷が認められ、発災後に発病（発症）し、又は悪化していること。

<留意事項>

1 災害と疾病等の因果関係について

(1) 災害の「ショック」、「ストレス」（いずれも災害に遭遇したり目撃したりしたこと等で生じる心理的、精神的、肉体的負荷）が原因と主張される場合には、『死亡原因となった疾病等』が、災害に遭遇したり目撃したりしたことで生じたものかどうかについて、医学的に判断する。

2 疾病等の発病（発症）時期、受療状況との関連性について

(1) 疾病等の改善

疾病等の改善については、災害後に受けた医療や、災害後の生活環境及び介護環境を勘案して、医学的に判断する。

(2) 死因が、肺炎、心筋梗塞、心不全、脳梗塞等又は災害後に発病（発症）した癌の場合等については、災害との関連を基本的に次のとおり判断する。

ア 災害前の状態

災害前に高血圧・高脂質など各種の既往症があった者において、災害以外の要因により発病（発症）又は悪化したことを確認した場合は、「相当因果関係がない」と判断する。

イ 加齢等

災害前に加齢等で心身の状態像の低下があり、災害後に受けた医療や、災害後の生活環境及び介護環境を勘案してもなお、災害がなくても同様の経過をたどったと考えられる場合は、「相当因果関係がない」と判断する。

3 災害と自殺との因果関係について

自殺については、「心理的負荷による精神障害の認定基準」（平成23年12月26日付基発1226第1号厚生労働省労働基準局長通知別添であって、最終改正後のもの）の別表2を参照し、災害以外の心理的負荷及び個体側要因により精神障害をおったと認められる場合は、災害と疾病等との「相当因果関係がない」と判断する。

4 適用日

この基準は、令和元年11月7日から適用する。

平成30年7月豪雨災害による障害の認定基準

1 趣旨

平成30年7月豪雨災害（以下「災害」という。）の被災者に対し、災害障害見舞金を支給するにあたって、災害と関連のある障害の認定に必要な事項を定める。

2 平成30年7月豪雨災害関連死認定基準の準用

災害のため障害を負ったとする申出に係る認定にあたって、平成30年7月豪雨災害関連死認定基準の定めを準用する。

3 災害による心理的負荷による精神障害の認定

災害と関連のある障害のうち、災害による心理的負荷を受けて精神障害を負った（悪化した）とする申出について、次の（1）～（4）まで全ての要件を満たす場合には、重度の精神障害が残ったものとして取り扱う。

なお、市町村長が診断の都度指定する専門医（以下「指定医」という。）の診断書や関係者からの調書内容、その他の情報から得られた認定事実により、医学的に判断されるものであること。

（1）災害により重度の精神障害の状態となったこと

災害により、次の①～③に例示する強い心理的負荷を受けたことなどから、重度の精神障害となり、その症状が固定（初診日から6か月を経過した日以降における症状で、まだ治っていないが、障害が永続することが明らかであり、医学的にみてそれ以上の回復が望めないと判断される状態）していること。

- ① 重度の病気やケガをした
- ② 自らの死を予感させる事故等を体験した
- ③ その他、強い心理的負担と認められるもの

（2）災害後に、精神障害が発病又は自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められること

（3）前述の(1)又は(2)の精神障害は、国際疾病分類第10回修正版（ICD-10（2013年版））の「第V章 精神及び行動の障害」に分類される精神障害であること

（4）常に介護を要することを指定医による「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」による証明（別添）に基づき確認するとともに、次の①～⑤のいずれかに該当する状態であること

① 重度の精神障害者

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）における「別表第一医科診療報酬点数表」中の「第8部第1節精神科専門療料」中の区分I001「2 入院精神療法（Ⅱ）」注2に定めがある「重度の精神障害である患者」に該当する状態（何らかの行動制限を受けていること）であること

② 障害年金等1級の該当者

次のいずれかに該当する者であること

- ア 国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条第2項にいう「障害等級1級」
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項にいう「障害等級1級」
- ウ 労働者災害補償保険法第15条第1項第2号別表第一に定めのある障害補償年金の「障害等級第1級」該当する障害であること

③ 精神障害者保健福祉手帳1級の所持者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定めがあり、精神障害者保健福祉手帳に記載する「障害等級1級」に該当すること。

④ 認知症高齢者

次のいずれにも該当すること

- ア 「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」（平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知「「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について」別添であって、最終改正後のもの）のランクⅣ又はMに該当すること
- イ 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第4号にいう要介護4又は同条同項第5号にいう要介護5の状態であること

⑤ 精神障害のある子ども

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第5項にいう「障害等級1級」であること

4 精神障害と災害との因果関係

「心理的負荷による精神障害の認定基準」（平成23年12月26日付基発1226第1号厚生労働省労働基準局長通知別添であって、最終改正後のもの）の別表2を参照し、災害以外の心理的負荷及び個体側要因により精神障害をおったと認められる場合は、災害と障害との「相当因果関係がない」と判断する。

5 適用日

この基準は、令和元年11月7日から適用する。

「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」による証明

対象者氏名 ()

第1表、第2表とも該当するものに○をつけてください。

第1表

状態 事項	1 自分で可	2 一部介助	3 全部介助
イ 歩行	・杖等を使用し、かつ、時間がかかっても自分で歩ける	・付添いが手や肩を貸せば歩ける	・歩行不可能
ロ 排泄	・自分で昼夜とも便所ができる ・自分で昼は便所、夜は簡易便器を使ってできる	・介助があれば簡易便器でできる ・夜間はおむつを使用している	・常時おむつを使用している
ハ 食事	・スプーン等を使用すれば自分で食事ができる	・スプーン等を使用し、一部介助すれば食事ができる	・臥床のままで食べさせなければ食事ができない
ニ 入浴	・自分で入浴でき、洗える	・自分で入浴できるが、洗うときだけ介助を要する ・浴槽の出入りに介助を要する	・自分でできないので全て介助しなければならない ・特殊浴槽を使っている ・清拭を行っている
ホ 着脱衣	・自分で着脱ができる	・手を貸せば、着脱できる	・自分でできないので全て介助しなければならない
該当数計			

第2表

程度 行動	重 度	中 度	軽 度
イ 攻撃的行為	・人に暴力をふるう	・乱暴なふるまいを行う	・攻撃的な言動を吐く
ロ 自傷行為	・自殺を図る	・自分の体を傷つける	・自分の衣服を裂く、破く
ハ 火の扱い	・火を常にもてあそぶ	・火の不始末が時々ある	・火の不始末をすることがある
ニ 徘徊	・屋外をあてもなく歩きまわる	・家中をあてもなく歩きまわる	・ときどき部屋内でうろろする
ホ 不穏興奮	・いつも興奮している	・しばしば興奮し騒ぎたてる	・ときには興奮し騒ぎたてる
ヘ 不潔行為	・糞尿をもてあそぶ	・場所をかまわず放尿・排便をする	・衣服等を汚す
ト 失禁	・常に失禁する	・時々失禁する	・誘導すれば自分でトイレに行く
該当数計			

「常時介護を必要とする状態」とは、次のいずれかに該当するものとする。

- 第1表の事項欄の歩行、排泄、食事、入浴及び着脱衣の5項目のうち、全部介助が1項目以上及び一部介助が2項目以上あり、かつ、その状態が継続すると認められること。
- 第2表の行動欄の攻撃的行為、自傷行為、火の扱い、徘徊、不穏興奮、不潔行為及び失禁の7項目のうちいずれか1項目以上が重度又は中度に該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。
上記のとおり証明する。

証明年月日 年 月 日

証明者所属
証明者職氏名

印